

富岡桜ヶ丘町内

会長

「富岡桜ヶ丘町内会」入会届

退会届

年 月 日

住所	横浜市金沢区 (班)
ふりがな	
氏名	
電話	
世帯人数	

(参考) 町内会規約第3条により、「入会、退会は会長の承認を得るものとし、正当な理由がなければ、入退会を拒むことはできない」となっております。

ここから下は、町内会で使用します。切り取らずにご提出ください。

入会者→町内会

	入会届
	世帯構成調査票 (任意)
	会費 300 円× 月

町内会→入会者

	世帯構成調査票のお願い
	世帯構成調査票
	総会資料
	防災マップ

班長→入会者→班長

班長は定例会時に、この入退会届と入会の際は、会費と一緒に、会計へ提出してください。